

総務財政常任委員会報告書

令和3年3月4日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年5月17日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務財政常任委員会

委員長 池田 誠 悦

記

1 事件名

議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

2 審査の経過

令和3年3月19日、4月21日、5月17日の3日間、委員会を開催し、副町長、総務財政課長、選挙管理委員会書記長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決定

原案可決

(2) 理由

当委員会に付託された議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、町村の選挙にお

ける立候補環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が施行されたことに伴い、この条例を制定するものである。

第1条は、趣旨規定で、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営（候補者の選挙運動に係る費用の一定金額を公費で負担）の対象を公職選挙法の規定に基づき、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成と定めている。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担等について規定した条項である。選挙運動用自動車に係る1日当たりの上限額を64,500円と定めており、この金額は、公職選挙法施行令第109条の4第2項第1号に規定する金額と同額となっている。使用日数については、当該選挙の告示の日から選挙期日の前日まで（最大5日間）と定めている。

なお、選挙運動用自動車の選挙公営の区分としては、次のとおりである。

区分		1日の上限額
1	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と有償契約を締結した場合（ハイヤー、タクシーの借上げが該当）	64,500円
2	選挙運動用自動車として主にレンタル、個人、会社等から借り入れた自動車を使用する場合	15,800円
3	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560円
4	選挙運動用自動車の運転に従事した運転手への報酬	12,500円

※上記上限額はいずれも公職選挙法施行令第109条の4第2項第1号及び第2号に規定する額である。

また、ハイヤー、タクシーの借上げ（第4条第1号に定める契約。上記の表の区分1）と自動車の借上げ、燃料代、運転手の雇用（第4条第2号に定める契約。上記の表の区分2から4まで）が同一の日にあった場合、併用して使用することを禁止している。

第6条から第8条は、選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担等について規定した条項である。公費負担の対象となる選挙運動用ビラの作成単価の上

上限額は、1枚当たり7円51銭と規定している。なお、作成枚数の上限については、公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数を上限としており、町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚となっている。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担等について規定した条項である。ポスター掲示場の設置数については、選挙の都度、選挙管理委員会が定めることとしているが、直近で行われた選挙については90箇所となっている。

また、公費負担の対象となる選挙運動用ポスターの作成単価の上限額は、1枚当たり1,147円であり、次のとおり算定されている。

[上限額] $525\text{円}6\text{銭} \times 90\text{箇所} + 55,890\text{円} = 103,145\text{円}40\text{銭}$

… 1枚当たりの作成単価 $103,145\text{円}40\text{銭} \div 90\text{箇所} = 1,146\text{円}6\text{銭}$

… 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた金額（1,147円/枚）が公費負担の上限額となる。

第12条は、委任規定である。

公費負担の対象となる①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成については、公職の候補者が契約を行った際には、選挙管理委員会への届出が必要となる。また、これらの公費負担については、法定得票数（供託物没収点）を上回る有効投票を得た候補者のみが該当となるものである。なお、本条例において規定している額は、上限額を定めたものであり、実際に要した経費又は条例で定める上限額のいずれか低い額が公費負担の対象となる。

委員会の聴取において、公費負担に関する詳細な運用方法については、今後、質疑応答集等を作成するとの回答があったことから、立候補予定者説明会等を通じて十分な周知、丁寧な説明に努めるとともに、議会に対しても情報提供をしていただくよう望むものである。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、本条例の規定は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う条例制定であり、それぞれの上限額についても公職選挙法施行令の規定に沿った内容であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。